

5東彼杵町規則第19号

東彼杵町営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月3日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町営住宅管理条例施行規則の一部を改正する告示

東彼杵町営住宅管理条例施行規則（平成9年規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(請書及び連帯保証人)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の連帯保証人の極度額は、<u>入居の決定時（条例第14条の承認を得た入居者に係る連帯保証人の場合は、当該承認時）の住宅賃貸料の24月分に相当する金額とする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p><u>様式第3号（第4条関係）</u></p> <p>(略)</p>	<p>(請書及び連帯保証人)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の連帯保証人の極度額は、<u>条例第16条の規定により決定した家賃の24月分とする</u> _____。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>様式第3号（第4条関係）</u></p> <p>(略)</p>

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第3号（第4条関係）

請 書

年 月 日

東彼杵町長 様

裏面記載の住宅に入居するにあたり、東彼杵町営住宅管理条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び入居条件を下記同居者とともに堅く守ります。

連帯保証人は、名義人と連帯して家賃、損害賠償金その他の債務について責任を負います。

名 義 人	氏 名・生年月日	印 年 月 日生			
	現 住 所				
	勤 務 先	名称 所在地	電話 ()	番 平均月収	円
同 居 者	氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先	平 均 月 収
			年 月 日	電 話 ()	円
			年 月 日	電 話 ()	円
			年 月 日	電 話 ()	円
			年 月 日	電 話 ()	円
			年 月 日	電 話 ()	円

※ 入居者の遵守事項（次のことに特に注意して下さい。）

- (1) 毎月定められた期限内に必ず家賃を納入すること。
- (2) 住宅以外の用途に使用しないこと。
- (3) 入居の際に同居を認められた親族以外の親族を同居させたいときは、承認を受けること。
- (4) 名義人が退去又は死亡した場合、同居の親族が引続き入居するときは、30日以内に承継入居の承認を受けること。
- (5) 他の者に無断で貸さないこと。

連 帯 保 証 人	氏 名・生年月日	実印	年	月	日生
	現 住 所	電話 ()			
	勤 務 先	名称 所在地	電話 ()		
	名義人との続柄				
連 帯 保 証 人	氏 名・生年月日	実印	年	月	日生
	現 住 所	電話 ()			
	勤 務 先	名称 所在地	電話 ()		
	名義人との続柄				

※ 連帯保証人の欄の捺印は、印鑑証明と同じ印鑑で捺印して下さい。

連帯保証人の遵守事項（連帯保証人になるに当たり、次のことに特に注意してください。）

- 1 入居者が家賃を滞納した場合、当該入居者に対し支払いの指導を行うとともに町から請求があったときは、自ら支払うこと。
また、その際の保証人が支払う極度額については、下記極度額欄に記載された金額（当初決定家賃の24月分）とする。ただし、連帯保証人変更時においては請書提出時家賃額の24月分とする。
- 2 入居者が何ら手続をとることなく退去した場合、入居者に代わって自己の責任において、退去届の提出及び家財等の処分につき町に協力すること。

極 度 額	円
-------	---

入 居 可 能 日	敷 金	当初決定家賃額
年 月 日	円	円

構 造 規 模	鉄筋コンクリート	陸屋根	床面積1階	m ²
	造	階建	当たり	
	木	平屋		
	階	号室	床面積	m ²

- 注 1 本請書の記載事項は、必ず記入し、連帯保証人には特に説明をし、かつ、連絡を密にし、内容をよく心得てもらうこと。
2 連帯保証人は2人とすること。
3 入居後、自宅の電話番号を報告すること。